平成28年度

事業計画



社会福祉法人 富士市社会福祉協議会



# 事業計画

#### <基本方針>

富士市では、本年度の施政方針として、「誰もが生涯青春を謳歌できるまち富士市躍進の年」と位置付けておりますが、依然として若い世代の流出に歯止めが掛からない状況が続いていると共に景気も横ばい傾向の中で、本会の運営もますます厳しさを増していくことが予想されます。

昨年度策定作業を行い、本年度からスタートする「第4次地域福祉活動計画」は、今後5年間の社会福祉協議会が進む指針となるものです。ここでは、多くの事業の見直しを含め検討していかなければならないことが示されています。それぞれの事業の年次目標を確認しながら計画的に進めていきます。

また、昨年度から実施しております「くらし・しごと相談窓口」は、順調に相談を受け付けてまいりましたが、本年度は、さらに関係機関との連携を密にしながら、充実強化していきたいと思います。

成年後見支援センターは、年々相談件数が増加しています。今後も住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう相談支援を行い、法人後見と併せて権利擁護の推進と向上を図っていきます。

さらに、本年度、市から譲渡を受ける富士川地域福祉センターを介護の拠点として充実・強化を図ることによって、介護サービスの新たな展開を図っていきたいと考えております。

財政については、年々厳しい状況にあり、5年後、10年後を見据えた資金計画を作成 し、円滑なる運営を目指していきたいと考えております。

#### <本年度の重点目標>

- 1. 地域福祉活動計画に沿った事業の見直し・強化
- 2. 生活困窮者自立支援事業の推進
- 3. 富士川地域福祉センターの充実強化
- 4. 行政との関係強化と基盤整備の推進

#### 【地域福祉活動計画に沿った事業の見直し・強化】

第4次地域福祉活動計画では、本年度より見直しあるいは検討という事業が多くあります。各事業の内容を確認し、5年後の事業の姿を思い描きつつ実施していきます。また、各地区福祉推進会の計画も地域の人たちと共有しながら進めていきます。

#### 【生活困窮者自立相談支援事業の推進】

「くらし・しごと相談窓口」として実施してきました生活困窮者自立支援事業ですが、相談窓口として多くの相談を受け付けてきました。働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができない、再就職に失敗して失業保険が切れた等、さまざまな困難のなかで生活に困窮している人たちを包括的に支援をし、関係機関と連携する中で、相談者の抱えている問題を適切に評価・分析し、支援の手段としてその課題を踏まえた「自立支援計

画」を作成していきます。

併せて、「自立支援計画」に基づき支援を継続的に行うことで、相談者またその世帯の 生活の自立を促します。

### 【富士川地域福祉センター充実強化】

本会で実施してきた介護保険関係事業は、昭和49年の家庭奉仕員派遣事業からスタートし、平成12年の介護保険制度、平成20年の富士川町との合併等、時代や社会情勢の変化に伴い変遷してきました。本年度、市から無償譲渡を受けた富士川地域福祉センターを介護サービス事業の拠点として活性化するために、昨年度は、「東部ほほえみの家」「サテライトデイサービス」の2カ所を閉鎖し、富士川地域福祉センターへの一元化を図りました。

これからは、より社協らしさを活かしながら、改正介護保険法も視野に、新たな介護サービス事業の展開を目指していきたいと思います。

### 【行政との関係強化と基盤整備の推進】

平成25年度より実施している福祉関係各課との懇談会を継続することにより、関係強化を図っていきます。また、事業費補助についても本会の事業を市行政等にご理解を仰ぎながら安定的な財源の確保に努めていきます。

また、介護サービス事業及び障害サービス事業の充実強化を図りながら「質の高いサービス」「利用者1人ひとりの尊重」「地域社会への貢献」等、新たな事業展開をしていきます。

以上のように、重点目標に掲げた事項を着実に推進することが、目標達成への近道と確信し、職員一丸となって取り組んでまいりますので、皆様のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

# <執行事業>

#### 1. 広報・啓発活動の推進

### (1) 広報紙「お元気ですか」の発行

年4回全世帯配布。会員である市民に対し、読みやすくわかりやすい福祉情報を発信し、本会に対する理解を深めていただく。また紙面の刷新や記事の連載化等を図り、読者層の拡大を目指す。

# (2) 社協モニター制度

本会への理解を深め提言をいただくため、一般公募のモニター制度を実施する。 本年度は第9期の2年目。

## (3)「Radio-f」との連携

月1回(最終水曜日)に本会 PRのため、職員やボランティアが公開生放送「はあとふるトーク」に出演。また、市民にわかりやすく、役に立つ情報を盛り込みながら福祉の啓発に努める。災害時の連携を視野に入れた防災パートナーとしてのスポット CMも実施。本放送の他にも随時、日常的活動の中で広報媒体として効果的にRadio-fを活用していく。

### (4) ホームページの充実

最新の福祉情報を掲載していくとともにブログ及び「キッズのページ」をさら に充実し、市民にわかりやすい福祉情報を発信していく。

#### (5) 社会福祉大会の開催

社会福祉関係者の表彰及び記念講演をロゼシアターで開催する。 本年度第44回大会は、11月14日開催予定。

# (6) 市民福祉まつりの開催 (実行委員会主催)

あらゆる人が気軽に心地よくふれあえる場を創出し、福祉への理解を深め、

共に生きるまちづくりを目指すために 実施。本年度(第36回)も中央公園 西側イベント広場にて10月16日に 開催する。

また、市民福祉まつり検討委員会を立 ち上げ、よりよいまつりを目指して見 直し及び検討を行う。



### (7) 市民活動団体"はじめの一歩"助成金

市民活動を始めようとする団体に対し、その設立等に係る経費の支援を行うことにより、福祉・文化・教育等の向上を図ることを目的に助成金を交付する。

#### (8)福祉図書コーナーの運営

フィランセ東館3階に設置し、図書コーナーとして、福祉関係図書やビデオ・ DVDソフトなどのメディアを広く市民に活用していただく。

<蔵書数>	図書	1,	5 1 1 册
	ビデオ		231本
	DVD		54本
	CD		67本
	カセット		116本

# 2. 地域福祉活動の推進

# (1) 地区福祉推進会の強化充実

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」 を目的に住民主体で組織されている26地区 の地区福祉推進会の強化充実を図る。特に第 4次地域福祉活動計画で掲げられた各地区の 取組実現に向けての活動支援を行う。



#### (2) 地区福祉推進会連絡会への支援

各地区の地区福祉推進会の情報交換や資質向上のため、ブロック会議等を行い活動の充実強化を図っていく。各地区で必要性が叫ばれている「小地域ネットワーク事業」(見守り活動)が市内全域に広がるよう、さまざまな関係機関や団体とも連携を図り、各地区の特性に応じた福祉活動を目指す。

# (3) ふれあい・いきいきサロンの運営助成

孤独感の解消や介護予防、健康維持などを 目的としたおしゃべりの場となるサロンの 設置を支援するとともに、未だ少ない地域 ではサロンボランティア研修を行い、推進 役となる人材育成を図っていく。また、市 内を6ブロックに分けた「サロン交流会」 を開催し、地区福祉推進会をはじめとする 関係団体等との連携を図る。



### (4) さわやかコール運動

見守りを必要とする、ひとり暮らし高齢者(おおむね65歳以上)に定期的に 乳酸菌飲料を届けながら声かけを行い、孤独感を和らげると共に安否確認を行 う。(業者委託、配達時1本・週3回まで)

### (5) 地域福祉活動団体援助

地域福祉活動を進めるための助成金等を交付する。

民生委員児童委員協議会 町内会連合会 女性ネットワーク・富士 人権擁護委員協議会

#### 3. 自主財源の確保

### (1) 会費の募集

6月の会員募集月間を中心に会費増を図る。特に、地域住民や企業の理解を得ながら、新規特別会員の開拓に役職員一丸となり取り組んでいく。併せて、施設団体会費増を目指し、介護保険事業者連絡協議会への働きかけを継続していく。

普通会費 1戸300円全世帯加入

町内(区長)会長に協力依頼

特別会費 1件1,000円~

民生委員児童委員に協力依頼

団体施設会費 1団体1施設1,000円~

市内の団体・施設に加入依頼

#### (2) 寄附金

市民の皆様から寄せられた寄附金は、寄附者の意志を活かした各種地域福祉サービスや市民サービスとして提供していく。

#### (3) 赤い羽根募金

毎年10月1日から全国一斉に展開される募金運動を町内会や民生委員児童委員等の協力を得て推進し、地域福祉活動及び民間社会福祉事業の充実など、明るく住みよい「福祉のまちづくり」を目的として実施する。

戸別募金、篤志・法人募金、

街頭募金、職域募金、学校募金

<募金への理解・募金額増に向けての目標>

- ①募金のしくみや使途をわかりやすく周知する
- ②職域募金・学校募金の推進
- ③各種団体等の募金への協力依頼



### (4)歳末たすけあい運動

共同募金の一環として行われるもので、低所得世帯、児童福祉関係施設に対して明るい新年を迎えられるようにするための募金活動を行う。

### 4. 各種援護事業

### (1) 緊急一時援護

低所得世帯等で緊急に援助を要する場合でなおかつ、返済が見込まれない世帯 に50,000円を限度に支給する。

### (2) 罹災世帯援護

火災に遭われた世帯に対し見舞金を支給する。

全燒 30,000円

半焼 20,000円

# (3) 車いす短期貸出事業

車いすを短期間必要とする方に社会参加の促進及び福祉向上を目的に、無料で貸出を行う。

### (4) 小口資金貸付事業

低所得世帯を対象に、一時的に必要な生活資金を貸し付け、世帯の自立支援を 図る。

50,000円を上限 無利子

#### (5) 生活福祉資金貸付事業 (県社協受託事業)

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯を対象に、自立支援を図ることを目的に 各種資金の貸付を行う。

#### (6) 高額療養費等資金貸付事業(市受託事業)

国民健康保険加入者で、限度額適用認定証の交付が受けられない方を対象に高額療養費分の貸付を行う。出産育児一時金の貸付の他、重度医療費・精神障害者医療費・母子医療費については、相談の上、貸付を行う。

#### (7) 児童援護

### ①入学支度費の助成

低所得世帯の子どもが、小中学校入学時に入学準備品を購入するために必要な費用の一部を助成する。

小学校 8,000円 中学校 15,000円

## ②修学旅行支度費の助成

低所得世帯の子どもが、小中学校で開催する修学旅行に参加するために必要な費用の一部を助成する。

小学校 8,000円 中学校 10,000円

### ③児童遊び場の設置助成

遊び場の設置、補修、増設、撤去等にかかる補助対象経費の4分の1を助成する。

### ④交通遺児援護事業

交通遺児世帯に対して、交通遺児指定寄附金を財源に 下記事業を行う。

※交通遺児等援護基金設置

中学校 20,000円

高校 50,000円

• 見舞金 20,000円

・奨学金 高等学校等入学生徒及び在校生に対し、月額

13,000円の奨学金を給付する。

#### 5児童関係団体等への支援

単親家庭の会 子ども会世話人連絡協議会 里親会

児童福祉施設球技大会



#### (8) 高齢者援護

#### ①敬老会への助成

敬老会開催における対象高齢者一人につき200円の助成を行う。

#### ②家族介護者交流事業(市受託事業)

在宅でねたきり高齢者や認知症高齢者の介護者を、一時的に介護から開放し、 心身のリフレッシュを図ってもらう。また、介護者同士で話し合いができる 交流の場を提供する。

#### ③高齢者関係団体への支援

在宅介護者家族の会 認知症の人と家族の会 悠容クラブ連合会



### (9) 障害者援護

## ①福祉機器リサイクル事業(市受託事業)

不要になった福祉機器やベビー用品などのリサイクル用品を必要としている 方に、再利用してもらうための橋渡しを行う。

## ②障害者活動団体への支援

NPO法人手をつなぐ育成会 身体障害者福祉会 視覚障害者福祉会 聴覚障害者協会



### ③三福祉団体スポーツレクリエーション支援

手をつなぐ育成会、身体障害者福祉会、単親家庭の会、他複数の団体の交流と親睦を図ることを目的にスポーツレクリエーションを開催していく。

### 5. 生活困窮者自立支援事業(市受託事業)

・自立相談支援事業(くらし・しごと相談) 生活困窮者からの相談に早期かつ 包括的に応ずる相談窓口で、相談 者の抱えている問題を適切に評価・ 分析し、その課題を踏まえた「自 立支援計画」を相談者本人と共に 作成して、相談者の生活の立て直 しに向けた支援を行う。併せて関 係機関や事業所と連携をとり、相 談者に対する支援状況の確認と就 労支援および就労先となる事業所 の開拓を行う。



くらし・しごと相談窓口外観

#### 6. ボランティア活動の推進

#### (1) ボランティア活動育成

#### ①ボランティア講座

ボランティア活動に興味のある方、これからボランティア活動を始めようと 考えている方、また、既に活動している方を対象に、次代のニーズに合った 内容の検討を図り、活動に必要となる心構えや技術の習得を目的に開催する。

#### ②託児ボランティア養成講座

子育て世代の社会参加を支援するために、保護者が講習等に参加している間子どもを安心して預けることができる託児ボランティアの養成を目的に開催する。

### ③音訳ボランティア養成講座(市受託事業)

視覚障がい者の情報獲得手段の拡充を図り、自立と社会参加の支援を目指すため、文字情報を音訳して情報提供する音訳ボランティアの養成及び既に活動しているボランティアの資質向上のための講座を開催する。

### 4)傾聴ボランティア養成講座

対象者の話を聴くための手法や大切さを学び、ボランティア活動や身近な場所で「傾聴」という技術を生かし、より豊かな生活および活動につなげることを目的に開催する。

# ⑤家具固定ボランティア講座

団塊の世代を含め、企業、勤労者及び退職者を対象に、特に、男性ボランティアが活動できる環境を創出するため、家具固定の方法を学び、ひとり暮らし高齢者等の支援を行う家具固定ボランティアを養成する講座を開催する。

### ※ひとり暮らし高齢者等への家具固定支援

家具固定ボランティア講座を受講した修了者で組織する「家具やしめ隊」 を支援するとともに、自分では家具の固定ができないひとり暮らし高齢者 等への防災対策を進める。また、研修会を実施し、家具やしめ隊メンバー の技術の向上を支援する。

#### ⑥災害時におけるボランティアの育成支援

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えることを目的に「災害ボランティア連絡会」を中心に、情報交換や「災害ボランティア支援本部開設訓練」等を他市町社協や県外の支援団体等との広域連携を踏まえた中で開催し、災害に備えて担い手の育成を図るとともに災害に対する意識啓発を行う。

#### ⑦企業の社会貢献活動への支援

社会貢献活動に関心のある企業や、活動検討中の企業に対して、取り組めそうな活動メニューを提供し、企業の社会貢献を支援していく。

#### ⑧声の広報事業(市受託事業)

音訳ボランティアの協力により、本会広報紙や市の広報等をCD等に吹き込み、情報の取得が困難な視覚障がい者に郵送し、社会参加していく上での情報提供を行う。

### ⑨おもちゃ図書館の運営

フィランセ東館4階に設置し、おもちゃを通して障がい児と健常児とのふれ あいを図る場、保護者同士の情報交換の場として、おもちゃ図書館ボランティアの協力を得て運営する。

開館日 火・木・土 10:00~12:00 日 10:00~15:00

### ⑩移送サービス事業(市受託事業)

車いす使用者の通院・リハビリ等の行動範囲を拡大するためリフト付きワゴン車で移動支援を行う。運転手等は移送ボランティアの協力を得て実施する。ボランティアの資質向上のための研修会及びニーズ調査を行う。移送車両の貸出も継続して行う。車両は、普通自動車2台、軽自動車1台。

# (2) ボランティアセンターの運営

### ①ボランティア連絡会の支援

主に富士市内で活動しているボランティアグループで組織され、情報交換を はじめ研修等を開催する。また、市外のボランティアグループとの交流を行 い、ネットワークの拡大も行う。定例会は毎月第1金曜日に開催。

# ②ボランティアのニーズ調整

ボランティアに関する相談や、ボランティア活動を希望する方とボランティアを必要としている方とのコーディネートを行い、ボランティア活動の円滑化を図る。

#### ③ボランティア保険

ボランティア活動や行事を安心して行っていただくため、ボランティア保険 の啓発と加入手続きを行う。

#### (3) 福祉教育の推進

### ①福祉人材育成事業

福祉事業に携わる人材を長期的な視点で育成することを目的に、子どもから 大人までを対象に、広く福祉に関する啓発を行う。関係機関・団体による実 行委員会を組織し、協議を重ね、人材確保につなげる取り組みを目指す。

#### ②夏休み福祉なんでも学習の開催

夏休みに福祉やボランティアに関する学習の機会として資料の提供や疑似体験コーナーを設け、福祉への理解を深めることを目的に開催する。

### ③福祉教育担当者会議の開催

学校における福祉教育とあわせ、地域とのつながりを持った実践が展開できるよう、小・中学校の福祉教育・ボランティア学習担当教諭の情報交換を行う会議を開催する。

### 4福祉体験機材の貸出

市内各学校や地域など幅広く福祉の心を育むための体験用として疑似体験機 材を貸し出す。車いす、アイマスク・白杖、点字盤、高齢者・障がい者疑似 体験セットなど。

#### 7. 相談事業

# (1)福祉相談室の運営(市受託事業)

市民からの福祉や生活に関わる心配ごとなどのさまざまな相談(初期の相談)に対応するとともに、関係機関と連携を持ちながら各種福祉サービスの紹介を行う。また、直接来られない方のために電話相談も行う。(月~金)

相談電話 64-3294

### (2) 結婚相談(ハッピネス Fuji)事業

フィランセ東館1階社協相談室において、結婚相談員(6名)により結婚に関する相談を行う。また出会いふれあいパーティーを年3回行う。

通常相談日 毎週水曜日、毎月第二・第四日曜日 10:00~12:00 13:00~15:00

#### 8. 日常生活自立支援事業(県社協受託事業)

判断能力に不安のある高齢者、知的障害者及び精神障害者等を対象に、福祉サービスに関する情報提供、サービス利用手続きの支援、日常的な金銭管理等を契約のもとに行い、安心して自立した生活が送れるよう支援する。

#### 9. 成年後見支援センターの運営(市受託事業)

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を推進するための支援センターを運営する。電話や窓口で制度に関する相談や制度を利用するための手続きや申立に関するアドバイスも行う。また制度普及のための講演会や、親族以外の後見人である市民後見人の育成を図るための養成研修を行う。

#### 10. 法人後見事業

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思の決定が困難な方の判断力を補うため、本会が成年後見人等になることにより財産の管理や身上監護を行い、その権利を擁護することを目的に実施する。

### 11. 社会福祉センターの運営(指定管理者)

市内の社会福祉センター(広見荘・田子浦荘・東部市民プラザ・鷹岡市民プラザ) を高齢者をはじめ市民の健康増進及び憩いの場として提供することを目的に運営

していく。(26年度~30年度)

### (1) 施設の管理

施設利用の促進 プール施設の運営(3館)

## (2) 文化教養及び健康増進事業

各施設の企画による文化教養に寄与する 行事や、看護師による健康相談等の健康 増進に関する事業を行う。



田子浦荘での救急救命講習

## 12. 生きがいデイサービス事業(市受託事業)

広見荘、田子浦荘、鷹岡市民プラザ及び富士川地域福祉センターにおいて、週3 回、在宅で閉じこもりがちな高齢者を対象に、自立生活の支援及び社会参加の促 進を図ることを目的に、生活指導・介護予防体操・レクリエーション等のサービ スの提供を行う。

## 13. 〈新規事業〉健康づくりデイサービス事業(市受託事業)

広見荘、田子浦荘、鷹岡市民プラザ及び富士川地域福祉センターにおいて、週3 回、要支援状態等にある高齢者を対象に、自立生活の支援及び社会参加の促進を 図ることを目的に、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントの内 容に沿って、生活指導・介護予防体操・レクリエーション等のサービスの提供を 行う。

#### 14. 介護サービス事業

介護保険関連事業を提供し、介護を必要とする状態になっても自立した生活がで きるよう支援する。また通所介護事業は本年度より、市から譲渡を受けた富士川 地域福祉センターへ一元化し、より充実したケアを提供していく。

居宅介護支援事業 訪問介護事業 訪問入浴介護事業 通所介護事業



富士川地域福祉センター外観

#### 15. 障害福祉訪問サービス事業

在宅障がい者宅を訪問し、日常生活・社会参画支援を行う。

居宅介護事業

重度訪問介護事業

同行援護事業

移動支援事業

身体障害者巡回入浴車派遣事業(市受託事業)

### 16. 障害サービス事業所の運営強化

# (1) 各施設におけるサービス提供の向上

利用者ニーズに沿ったサービスを提供するとともに、各事業所の特性を生かした支援を展開していく。

- ○就労移行支援事業所
  - ①まつぼっくり

就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会 を提供し、就労に向けた知識や能力の向上を図るための支援を行う。

- ○就労継続支援 (B型) 事業所
  - ①吉原つくし ②竹の子 ③ひめな ④市民ふれあいバンク ⑤鷹身工芸社
  - ⑥まつぼっくり ⑦ふじばら作業所 ⑧ふれあいショップあゆみ・ふじひろみ 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動の 機会の提供、知識や能力の向上のための支援を行う。本年度より3事業 所で送迎サービスを開始する。
- ○生活介護事業所
  - ①吉原つくし

常に介護を必要とする人に、生活面での介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供及び支援を行う。希望者へは送迎サービスを実施する。

#### (2) 特定相談支援事業の実施

障害サービス事業所の利用者や、その家族が障害福祉サービスを適切に利用するためのサービス等利用計画作成をはじめとした相談支援事業を実施する。

### 17. 実習の受入

社会福祉向上と福祉教育の一環として、学生等を対象に福祉実習の受入を実施する。

#### 18. 視察の受入

視察を希望する各種団体等に対し、本会の実施している諸事業について、概要説明や施設見学の受入を実施する。

# 19. 富士市介護保険事業者連絡協議会の支援

介護保険事業者が相互の連携と、サービスの質の向上を行うことを目的に各種研修会を実施し、その事務局を担っている。

# 20. 富士市民生委員児童委員協議会互助会の支援

民生委員・児童委員の相互互助を図るため、給付事業等を行う互助会の事務局を 担っている。

### 21. 自動販売機の設置

施設利用者の便を図るため、フィランセ館内等に自動販売機を設置する。

.

社会福祉法人 富士市社会福祉協議会 富士市本市場432-1 富士市フィランセ東館1階 TEL 0545-64-6600(代) FAX 64-6567(代) e-mail info@fujishishakyo.com